

市内で土地取引や開発行為等をお考えの皆さまへ

2021. 6. 25 更新

神奈川県横浜川崎治水事務所
横浜市建築局

土砂災害特別警戒区域内やその隣接地での開発行為等にあたって

■ 土砂災害“特別”警戒区域の基礎調査等の状況

神奈川県では、横浜市内で土砂災害防止法^{※1}に基づき「急傾斜地の崩壊に係る土砂災害^{特別}警戒区域^{※2}」を下表のとおり指定しました。

指定した区域は、神奈川県土砂災害情報ポータルで確認ができます。

この区域内で、土地取引や開発行為等をお考えの方は、裏面の相談窓口・情報収集先を確認の上、神奈川県横浜川崎治水事務所又は横浜建築局にご相談ください。

※1 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称。

※2 がけ崩れによって建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

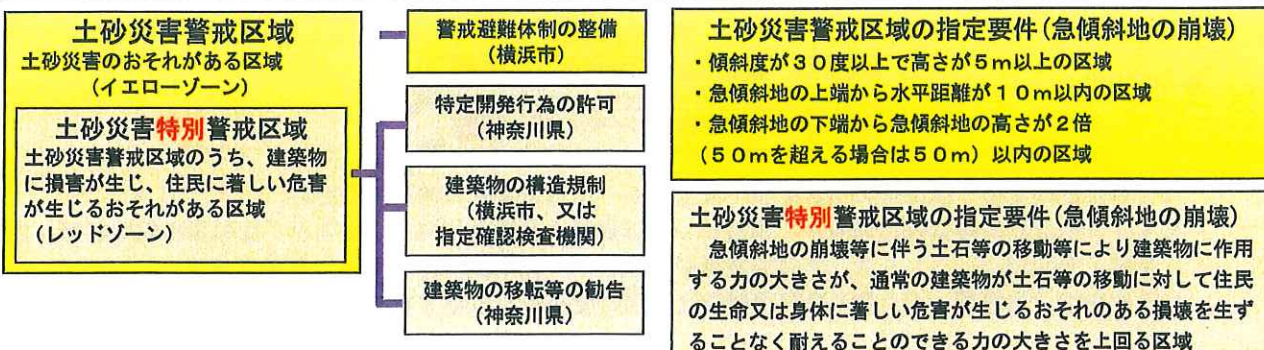
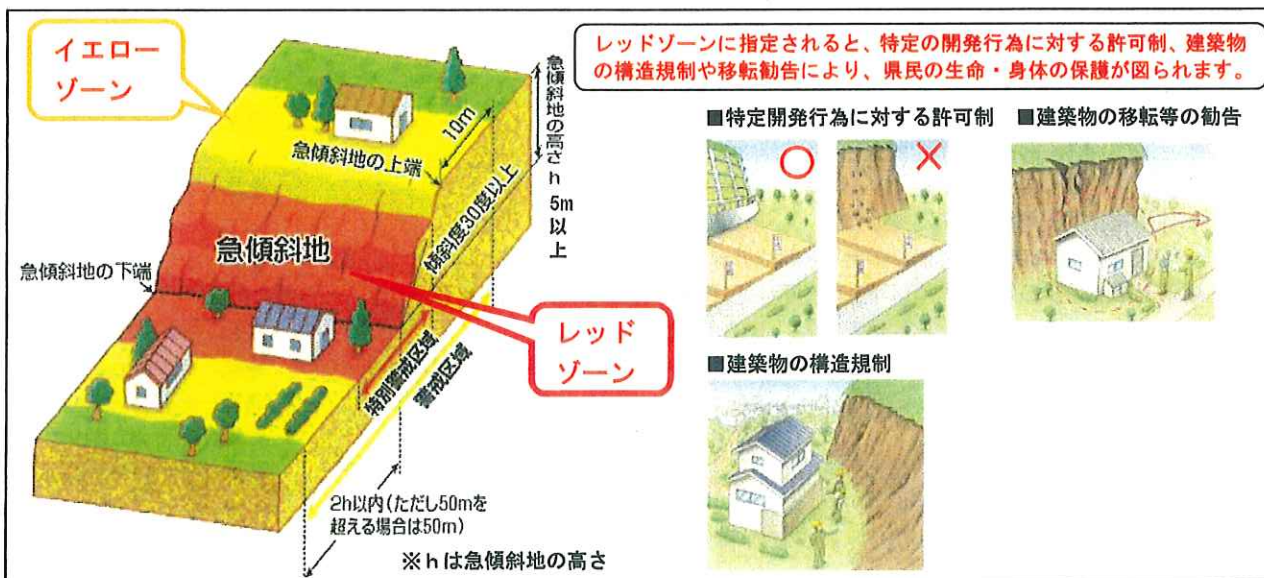
区名	調査結果 公表時期	区域指定(告示日)
南区・磯子区	2018. 1	2018. 9. 11
保土ヶ谷区	2019. 1	2019. 10. 4
金沢区	2019. 1	2019. 12. 20
栄区	2019. 3	2019. 12. 20
港南区	2020. 3	2021. 2. 5
港北区	2020. 3	2021. 3. 16
中区	2020. 6	2021. 3. 16

区名	調査結果 公表時期	区域指定(告示日)
瀬谷区	2020. 7	2021. 3. 16
西区・泉区	2020. 8	2021. 3. 23
旭区・緑区	2020. 9	2021. 5. 14
都筑区	2020. 10	
青葉区・神奈川区 鶴見区・戸塚区	2020. 11	

■ 急傾斜地の崩壊と区域指定の関係

急傾斜地の崩壊とは、大雨等の影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象です。県ではまず、こうした箇所での土砂災害にあらかじめ備えていただくため、平成 25 年度までに、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）を指定しました。

このイエローゾーンのうち、さらに土砂災害による影響に応じて土砂災害**特別**警戒区域（通称：レッドゾーン）の指定のための基礎調査等を実施し、令和3年度までに指定しました。



■ 土砂災害特別警戒区域内の主な規制内容

1 特定開発行為の制限（土砂災害防止法第10条第1項）

土砂災害**特別**警戒区域内で、非自己用の住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設等（制限用途^{※3}）の建築を予定した開発行為を行う場合は、神奈川県知事による特定開発行為の許可^{※4}が必要になります。なお、別に横浜市長による都市計画法又は宅地造成等規制法等に基づく許可も必要になる場合があります。

※3 土砂災害防止法第10条第2項及び同法施行令第6条の制限用途。上記施設に該当するもの、またはこれらの予定建築物。

※4 都市計画法や宅地造成等規制法に基づく許可を要しない開発行為等も、特定開発行為の許可対象となる場合があります。

特定開発行為では、急傾斜地の崩壊を防止する対策を全面的に行うか、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の衝撃力及び堆積力に耐えることができる対策施設等の設置が義務付けられます。

土砂災害防止法による特定開発行為は、対策工事等の完了公告後でなければ建築物の建築ができません。よって、土砂災害特別警戒区域内で土留め機能を兼ねる斜面地建築物による開発行為等はできません。

2 居室を有する建築物の構造規制（建築基準法施行令第80条の3）等

土砂災害**特別**警戒区域内に居室を有する建築物の新築・増築等を行う場合は、神奈川県知事がその区域において指定する力及び高さに応じて、**外壁等の部分を鉄筋コンクリート造等にする必要があります**。また、横浜市建築基準条例第3条（崖）が併せてかかる場合があります。

基礎調査結果の公表において「土砂災害**特別**警戒区域」の指定予定となっている場合、指定の公示前に、開発又は宅造等の工事に着手したものは特定開発行為の制限、建築工事に着手したものは居室を有する建築物の構造規制を受けません。しかしながら、**区域指定された場合と同等の対応（例 急傾斜地の崩壊を防止する対策施設の設置又は居室を有する建築物の構造規制等）を検討・実施することをお勧めします。**

3 宅地建物取引における措置（宅地建物取引業法第33条、第35条、第36条）

特定開発行為の許可を要する場合、宅地建物取引業者は、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定開発行為の許可について重要事項説明を行うことが義務づけられています。なお、土砂災害**特別**警戒区域内の公示前であっても、基礎調査結果について重要事項説明の対象とすることが望ましいとされています。

■ 相談窓口・情報収集先

◆土砂災害特別警戒区域の基礎調査及び指定、解除等について

神奈川県横浜川崎治水事務所 急傾斜地第一課

電話：045-411-2520

◆土砂災害防止法の特定開発行為の許可について

神奈川県横浜川崎治水事務所 許認可指導課

電話：045-411-2528

◆建築物の構造規制等について

横浜市建築局建築指導部建築指導課構造担当

電話：045-671-4536

◆都市計画法の開発許可、宅造許可、工作物（擁壁）の確認について

横浜市建築局宅地審査部宅地審査課 都筑・青葉・緑区担当

電話：045-671-4515

南・瀬谷・保土ケ谷・泉・瀬谷区担当

電話：045-671-4516

磯子・港南・金沢・戸塚・栄区担当

電話：045-671-4517

鶴見・中・神奈川・港北・西区担当

電話：045-671-4518

調整区域課

電話：045-671-4521

◆土砂災害防止法全般の問合せ

神奈川県県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ

電話：045-210-1111（代表）

【お問合せは平日の下記時間帯でお願いいたします】
・ 神奈川県：8：30～12：00、13：00～17：15
・ 横浜市：8：45～12：00、13：00～17：15

◆神奈川県ホームページ

神奈川県 横浜川崎治水事務所

検索

又は

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

※土砂災害防止法や区域等については、上記のホームページをご参照ください。

※マップの土砂災害警戒区域等で、黄色もしくは赤色の区域をクリックすると「土砂災害警戒区域（急傾斜）指定済み」もしくは「土砂災害特別警戒区域（急傾斜）指定済み」が開きます。

その中の「区域図」で土砂災害特別警戒区域等の範囲等が確認できます。